○北海道開発局告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十八日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　五号	北海道虻田郡ニセコ町字羊蹄から同郡倶知安町字比羅夫まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道虻田郡倶知安町字比羅夫から同町北四条東一丁目まで	〃
〃	北海道虻田郡倶知安町北四条東一丁目から同町北七条東一丁目四番九号まで	〃
〃	北海道虻田郡倶知安町北七条東一丁目四番九号から同町字峠下まで	〃
〃	北海道虻田郡倶知安町字峠下から同道岩内郡共和町ワイスまで	〃
〃	北海道岩内郡共和町ワイスから同町国富まで	〃
〃	北海道岩内郡共和町国富から同町国富まで	〃
〃	北海道岩内郡共和町国富から同町国富まで	〃
〃	北海道岩内郡共和町国富から同道余市郡仁木町大江三丁目まで	〃
〃	北海道余市郡仁木町大江三丁目から同町大江一丁目まで	〃
〃	北海道余市郡仁木町大江一丁目から同町西二丁目まで	〃
〃	北海道余市郡仁木町西町二丁目から同町北一二丁目まで	〃
〃	北海道余市郡仁木町北町一二丁目から同郡余市町黒川町九丁目まで	〃
〃	北海道余市郡余市町黒川町九丁目から同町大川町一四丁目まで	〃
〃	北海道余市郡余市町大川町一四丁目から同町栄町まで	〃
〃	北海道余市郡余市町栄町から小樽市塩谷二丁目まで	〃
〃	小樽市塩谷二丁目から同市オタモイ一丁目まで	〃
三十八号	北海道白糠郡白糠町東二条南二丁目から同町西庶路西一条南三丁目まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	釧路市鳥取大通一丁目から同市宝町まで	〃
〃	釧路市宝町から同市幸町一〇丁目まで	〃
四十四号	釧路市幸町一〇丁目から同市北大通五丁目まで	〃
〃	釧路市北大通五丁目から北海道釧路郡釧路町桂木一丁目まで	〃
〃	北海道余市郡余市町黒川町三丁目から同町朝日町まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百二十九号	北海道余市郡余市町朝日町から同町梅川町まで	〃
〃	北海道余市郡余市町豊浜町から同道古平郡古平町大字浜町まで	〃
二百三十一号	北海道増毛郡増毛町別苅から同町中歌まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
〃	北海道増毛郡増毛町中歌から同町舎熊まで	〃
〃	北海道増毛郡増毛町舎熊から留萌市礼受町まで	〃
二百三十五号	北海道新冠郡新冠町字大狩部から同町字大狩部まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道新冠郡新冠町字大狩部から同町字高江まで	〃
〃	北海道新冠郡新冠町字高江から同道日高郡新ひだか町静内末広二丁目まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町静内末広二丁目から同町静内浦和まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町静内浦和から同町静内春立まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町静内春立から同町静内春立まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町静内春立から同町三石本町まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町三石本町から同町三石本町まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町三石本町から同町三石鳧舞まで	〃
〃	北海道日高郡新ひだか町三石鳧舞から同道浦河郡浦河町字東栄まで	〃
〃	北海道浦河郡浦河町字東栄から同町字井寒台まで	〃
二百七十六号	北海道岩内郡岩内町字東山一〇四から同郡共和町前田まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
〃	北海道岩内郡共和町前田から同町南幌似まで	〃
〃	北海道岩内郡共和町南幌似から同町国富まで	〃
三百三十六号	北海道様似郡様似町大通り二丁目から同町字冬島まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道様似郡様似町字冬島から同町字旭まで	〃
〃	北海道様似郡様似町字旭から同道幌泉郡えりも町字笛舞まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　ビー・ビー・バックボーン株式会社　専務取締役　荘司　育男

住　所　東京都港区東新橋一丁目九番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十六年二月四日から本協定の存続する日まで